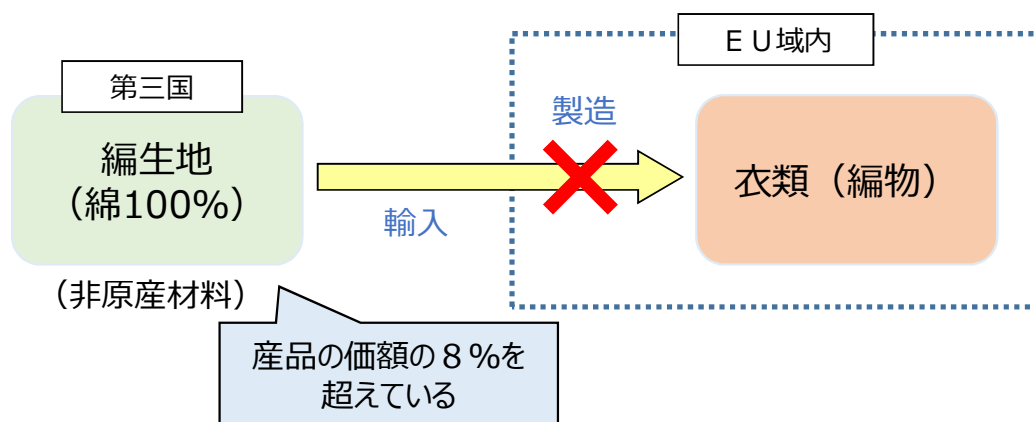


製品名	衣類	HS番号	第61.10項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C3 (加工工程基準を満たす製品)
品目別原産地規則	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること (布の裁断を含む。) との組合せ		
概要	<p>材料を確認したところ、非原産材料の編生地 (綿100%) を使用していることが判明。当該編生地は、EU域内においてメリヤス編み又はクロセ編みが行われたものではないことから、品目別原産地規則を満たさない。また、当該編生地の価額は製品の工場渡し価額又はFOB価額の8%を超えており、許容限度の規定※も適用できない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。</p> <p style="text-align: right;">※許容限度 日EU協定第3・6条、附属書3-B 注釈7、8</p>		



品目別原産地規則を満たすための要件

EU域内にて「メリヤス編み又はクロセ編み」と「製品にすること (布の裁断を含む。)」の2工程がされたものであることが必要

許容限度を適用するための要件

品目別原産地規則を満たさない非原産材料の価額が特定の割合を超えないことが必要